

2. 構成員提出資料

宮城県

第2回 多文化共生の推進に関する意見交換会 - 宮城県の実践事例 -



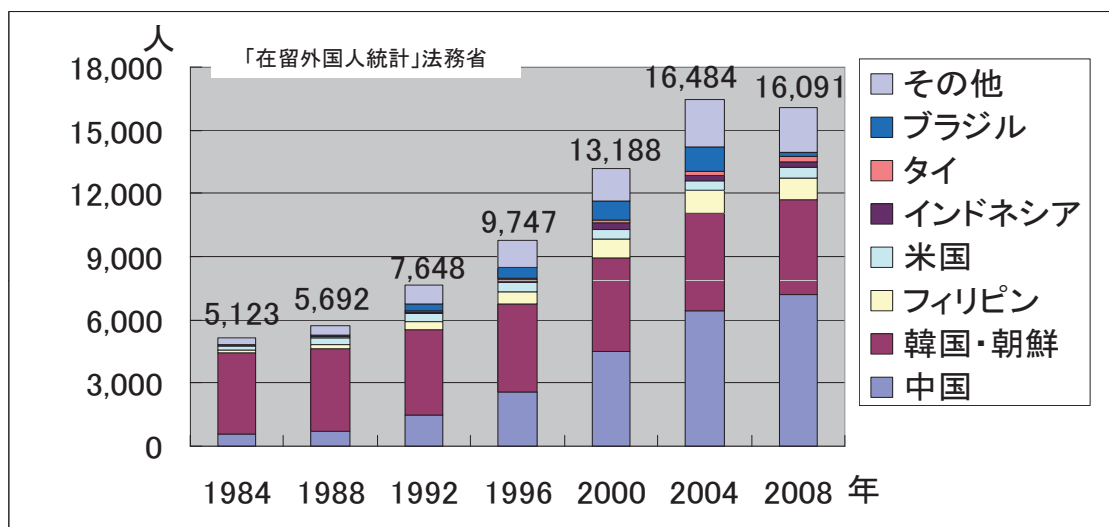
平成21年11月6日
宮城県経済商工観光部国際政策課長
犬飼 章

1. 地域の現状

Miyagi Prefectural Government

外国人住民の特徴

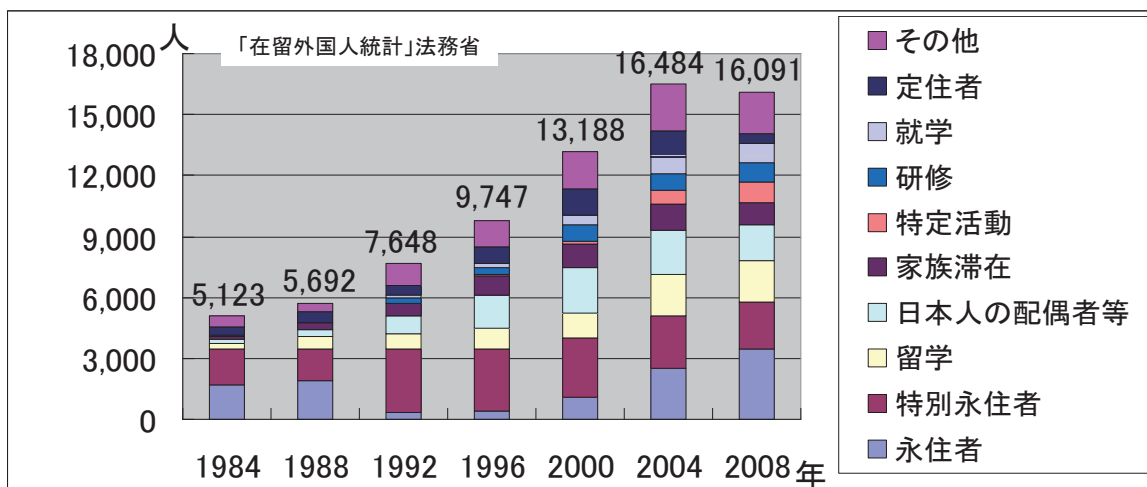
(1) 国籍



- 外国人登録者数は2003年がピーク(16,608人)で、その後はほぼ横ばい
- 国籍別では中国人が右肩上がり増加
- ブラジル人は2003年がピーク(1,593人)で、工場閉鎖に伴い後に急激に減少

■外国人住民の特徴

(2) 在留資格



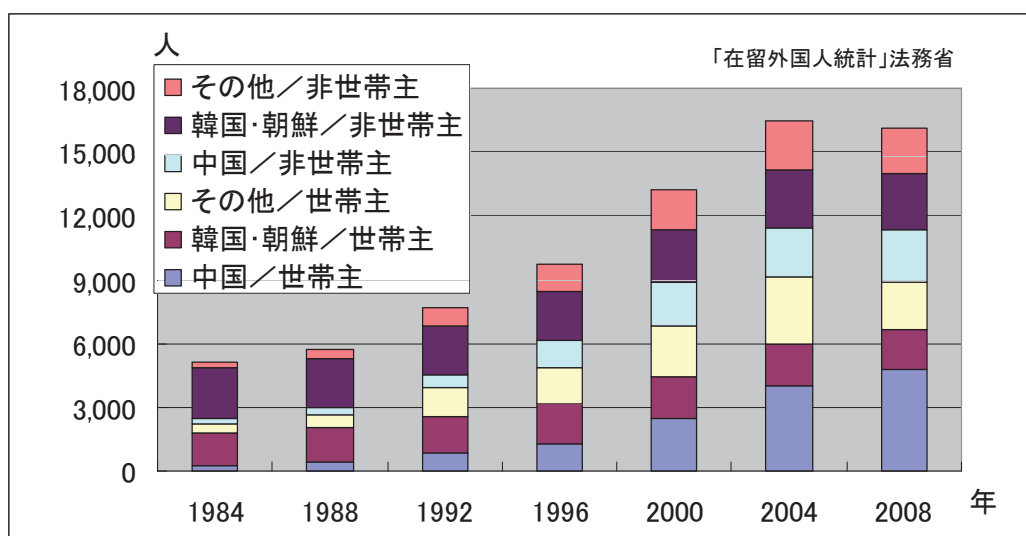
- 1992年以降、永住者は増加が続いており、この中には、日本人の配偶者等から在留資格を変更した外国人が相当程度含まれていると見られる
- 留学生は、外国人登録者数に比例して増加傾向
- 定住者は2003年がピーク(1,636人)で、工場閉鎖に伴い後に急激に減少

3

平成21年11月6日 宮城県

■外国人住民の特徴

(3) 世帯構成(世帯主と非世帯主)



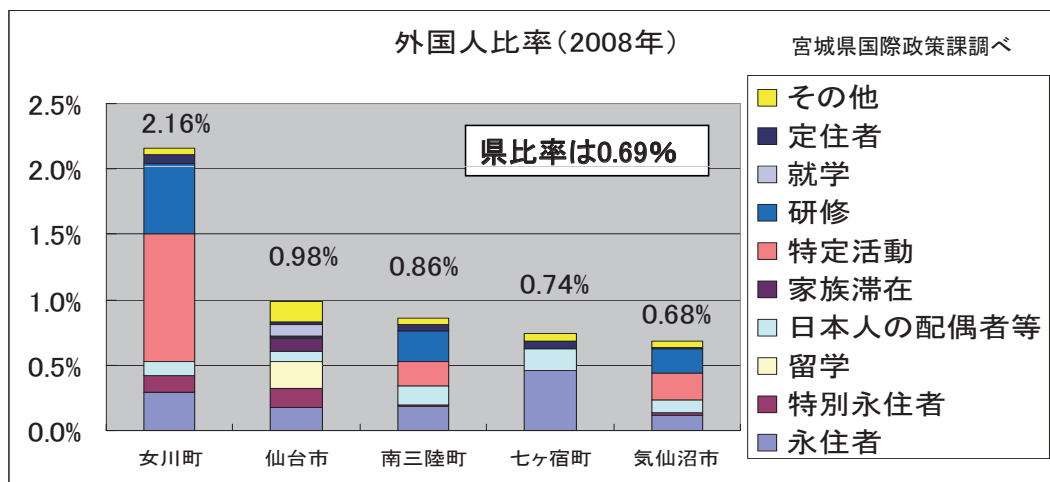
- 世帯主の割合が少しずつ高まってきている
- 中国人世帯主の増加が顕著であり、中国人留学生の増加がその要因の一つと考えられる

4

平成21年11月6日 宮城県

■外国人住民の特徴

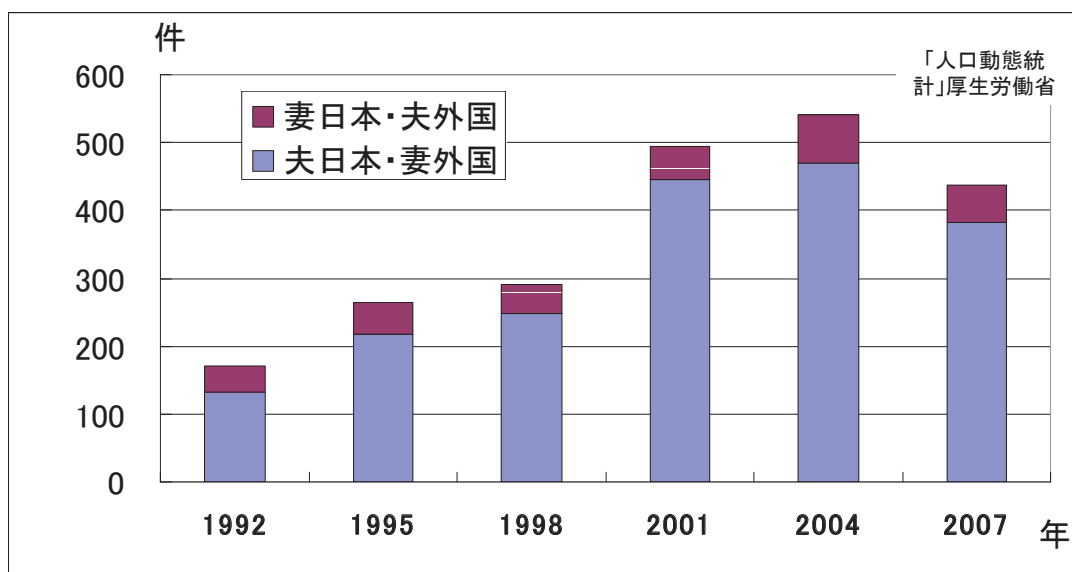
(4)集住状況(外国人比率上位5団体の在留資格構成)



- 女川町や南三陸町、気仙沼市などの沿岸部に水産加工場の技能実習生(特定活動)や研修生が、大学等の教育機関が集中する仙台市に留学生が多い
- その一方で、県内の全市町村に永住者と日本人の配偶者等が登録されている
- 中部・東海地方等で見られるような、いわゆる外国人集住地区は存在せず、地域に点在して暮らしているという点が宮城県における特徴と言える

■関連する地域社会・地域住民の状況

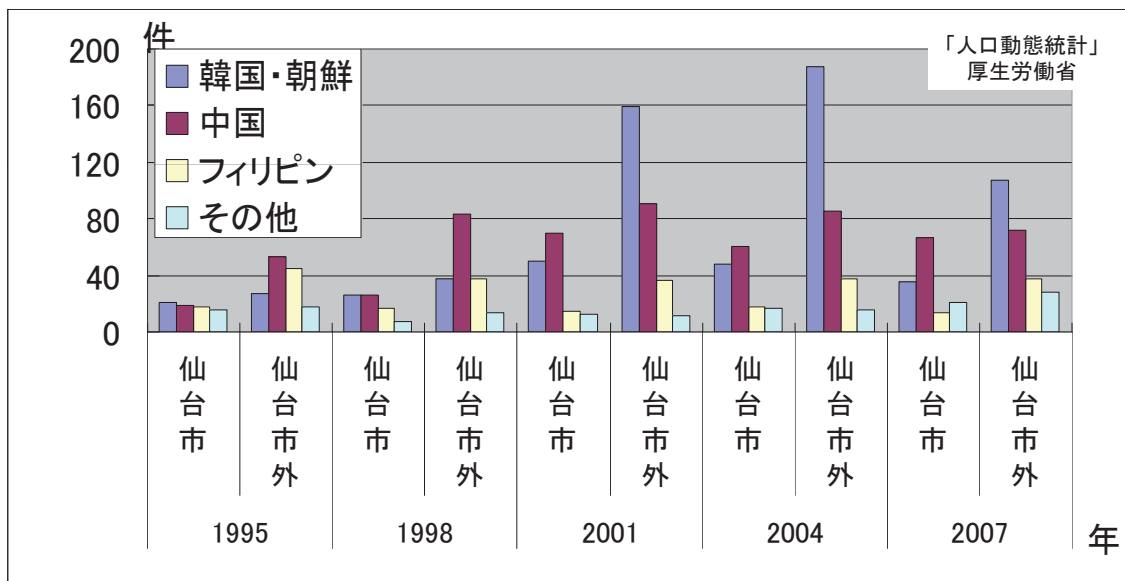
県内における国際結婚の状況 ①国際結婚件数の推移



- 2004年までの間に国際結婚が右肩上がり増加
- 国際結婚の大半が、夫が日本人・妻が外国人の組み合わせ

■ 関連する地域社会・地域住民の状況

県内における国際結婚の状況 ②外国人妻の国籍・地域



- 2004年までの間に韓国・朝鮮人(妻)との国際結婚が急増
- 仙台市以外の農村部などで、花嫁として外国人を迎え入れるケースが増加

■ 主な課題

区分	取組の規模	主な課題
コミュニケーション支援	地域における情報の多言語化	・外国人の絶対数・割合が小さく、費用面や人材不足などの理由から、なかなか情報の多言語化・各種窓口における多言語対応が進まない状況にある。
	日本語および日本社会に関する学習の支援	・地域のボランティアによって運営されているところが多く、日本語講座が開設されている地域は、県内35市町村中15市町(H21.10月末現在)に過ぎない。
生活支援	居住	・賃貸物件においては入居者が外国人というだけで拒むもうとする貸主が根強く残っている。
	教育	・日本語力が不十分な外国籍児童生徒への適切な対応がなされておらず、通訳ボランティア頼みとなっている学校もある。
	労働環境	・言語や商習慣などの面で事業者側に外国人の雇用に不安の声がある。 ・県内で海外を向く企業が少なく、外国人を雇用するインセンティブが働きにくい。
	医療・保健・福祉	・県内の保健・医療サービス提供機関の多くが通訳の配置・活用に消極的で、その手配をサービス提供機関側の責務と認識しているところが少ない。
多文化共生の地域づくり	防災	・外国人が災害時要援護者となりうるという認識を持っている市町村が少なく、防災訓練等においても外国人の被災を想定した訓練がほとんど行われていない。
	地域社会に対する意識啓発	・シンポジウムを開催しても、興味を示し参加しようとする一般県民が極めて少なく、その一方で、偏った考えを持ち外国人を受け入れようとしにくい日本人も少なくない。
外国人住民の自立と社会参画	外国人住民の自立と社会参画	・外国人を迎え入れた家族の中で、当人の社会参画を拒もうとする家族もある。 ・言語力を持ち意欲がありながらも活躍の場が見つけられないと嘆く外国人の声がある。
	その他	・外国人の子どもが帰国後に母国に対応できるよう、母国語や母国文化の教育についても支援を検討する必要がある。 ・今後、企業集積等に伴い集住地域の発生も想定されることから、地域における活動拠点の整備やコミュニティーリーダーとなりうる人材の育成も必要な状況にある。

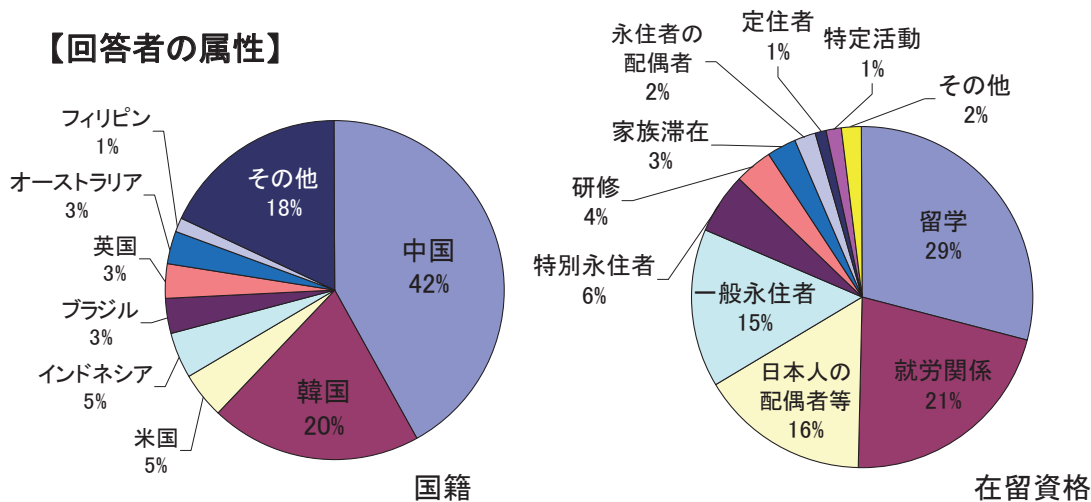
■その他、関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査の概要】

平成18年10月から11月にかけて、外国人登録者数の約3%に当たる537人の20歳以上の外国籍県民を無作為抽出し、全35問を出題。このうち155人(29%)から調査票を回収

【回答者の属性】



9

平成21年11月6日 宮城県

■その他、関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査結果】

ア)日本語のコミュニケーション(N=148)

- 日常会話が可能な人は、過半数の53%
- 日常生活レベルの日本語を読める人が35%、日本語を書ける人が29%で、特に漢字を書くことに困難を感じている人が多い
- 一方で70%の人が言葉で困ったことがあると回答
(日常的なコミュニケーション40件、買い物16件、病院10件、金融機関9件、公共交通機関7件など)

イ)特別永住者の母国語(N=10)

- 会話・読み・書き、すべてにおいて問題なくできると回答した人はゼロ
- 会話はあいさつ程度のみ(44%)、読み書きはほとんどできない(56%)という回答が最も多かった

10

平成21年11月6日 宮城県



■その他、関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査結果】

ウ)住宅(N=155)

- 住宅形態は、賃貸44%、家族の持ち家17%、留学生寮・会館16%、持ち家14%
- 住宅への入居に際して困ったことのある人は21%で、日本語力との相関関係は見られなかった
- 困った経験の内容は、立地場所・環境(9件)、近隣関係(5件)、敷金礼金(4件)、生活習慣(3件)など

エ)仕事(N=155)

- 仕事をしている人は96人(62%)で、そのうち正規勤務が43%、パート・アルバイトが39%で、派遣社員はわずか5%
- 仕事をしていて困ったこと、不満を感じたことのある人は27%
- 困ったこと・不満を感じたことの内容は、言葉(11件)、仕事のスタイル・習慣の違い(6件)、差別や精神的なストレス・人間関係の難しさ(3件)など

11

平成21年11月6日 宮城県



■その他、関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査結果】

オ)社会保障・医療(N=155)

- 健康保険の加入状況は、国保64%、社保41%、未加入8%
- 健康保険の未加入率は研修生が極めて高く67%、家族滞在が25%
- 年金の未加入率は49%で、仕事をしていない人やパート・アルバイトの3人に2人は未加入の状況
- 医療機関の利用に際して、困ったことがあると回答した人は14%で、医師の説明がわからない、問診票が書けないといった言葉の問題(13件)が最も多かった

カ)子ども(N=79)

- 7歳～15歳の小中学生が29%、0歳～6歳の在宅児が28%
- 就学年齢で在宅という回答はゼロ
- 子どもの教育に関して困ったこと、不満を感じたことのある人は23%で、言葉、いじめ、教師の指導、家庭での教育(各2件)など

12

平成21年11月6日 宮城県



■その他、関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査結果】

キ)自然災害(N=155)

- 災害に関して不安を感じている人は24%で、日本滞在歴10年から20年の比較的長期に渡って滞在している人で不安を感じている割合(41%)が高い
- 災害への不安と日本語力との間にそれほど強い相関関係は見られなかった
- 不安の主な内容は、地震や台風が怖い(24件)が最も多く、このほか災害時の行動がわからない(4件)といったものもあった

ク)近隣関係(N=155)

- 3割弱の人が近所づきあいがあると回答、県内生活歴10年以上の人は過半数があると回答
- 町内会へは、県内生活歴10年~20年が64%、20年以上の人が92%加入
- 近所づきあいで困ったこと、不満に感じたことのある人は6%で、言葉の問題(3件)、うるさい(2件)、外国人に対して先入感がある(1件)など

13

平成21年11月6日 宮城県



■その他、関係事項

(1)外国人県民アンケート調査(H18年度 宮城県実施)

【調査結果】

ケ)相談先(N=155)

- 相談先は、日本人の友人が43%、同国人の友人が42%、日本の家族が41%、母国の家族が37%
- 行政関係では、市町村が8%、県が4%、国際交流協会が3%
- 中国人や韓国人の中には、母国の大使館や領事館(5%)を、また韓国人の中には母国民の団体(2%)を選ぶ人もいた

コ)行政との関係(N=155)

- 6割以上の人に行政の広報誌が配布されているが、このうち26%の人が理解困難と回答
- 行政への相談経験は34%があると回答、国際交流協会へは18%があると回答
- 行政に期待する施策は、日本語・日本の生活習慣を学ぶ機会(ともに41%)が最も多く、次いで多文化共生教育(40%)、差別をなくす啓発(32%)、日本人が外国文化を学ぶ機会(32%)、地域交流イベント(27%)、外国人学校支援(27%)など

14

平成21年11月6日 宮城県

■ その他、関係事項

(2) 実態調査(H19年度 宮城県実施)

【調査の概要】

- ・平成20年2月から3月にかけて、事業所、不動産業者、医療機関の計388団体から調査票を回収し、併せて公共交通機関など計18機関のヒアリング調査、外国人インタビューを実施
- ・外国人の雇用、不動産物件の賃貸、通訳の配置、多言語化の状況等を調査

【調査結果】

ア) 事業所(N=175) 外国人の雇用 ⇒ 有18% 無81%

【外国人を雇用している事業所】

- コミュニケーションの問題
⇒ 有31%、無66%
- コミュニケーション以外の問題
⇒ 有16% 無84%
(生活習慣の違い、就業規則の理解)

【外国人を雇用していない事業所】

- 外国人の雇用への不安 78%
(言葉、習慣、身元保証、治安・風紀)

⇒ 実際問題に感じるケースは少数

- 外国人雇用の有無で事業所の意識にギャップあり
- 互いの文化を理解し合うことが大切

15

平成21年11月6日 宮城県

■ その他、関係事項

(2) 実態調査(H19年度 宮城県実施)

【調査結果】

イ) 不動産業(N=30) 外国人相談対応 ⇒ 有43% 無57%

- 入居後のトラブル ⇒ 有23% 無70%
(家賃滞納、ルール違反、近隣トラブル)
- 貸主から外国人を理由に断われたケース ⇒ 有20% 無67%
(生活習慣の違い、就業規則の理解)
- 今後、外国人に賃貸物件を仲介しようとする意志 ⇒ 有43% 無43%
- 賃貸物件を仲介するに当たっての条件 ⇒ 日本語力、保証人、仕事、法習慣の遵守

- 外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン(財団法人日本賃貸住宅管理協会)
- 外国人不動産賃貸コーディネーター ⇒ 共に存在を知っていた外国人は皆無

- 貸主側の協力と理解、借主側(外国人)への十分な情報提供が必要

16

平成21年11月6日 宮城県

■その他、関係事項

(2)実態調査(H19年度 宮城県実施)

【調査結果】

ウ)医療機関(N=183) 外国人(日本語不自由)対応 ⇒ 有79% 無20%

■国籍 ⇒ 中国64% 韓国34% フィリピン29% 米国29% その他28%

■対応者(内容) ⇒ 患者同行通訳40% 病院スタッフ30% 簡単な日本語20%
その他10%(医療会話集, 多言語問診票, ジェスチャー)

■外国語対応体制 ⇒ 有36% 無64%

■対応可能言語 ⇒ 英語95% 中国語20% 韓国語12% その他6%

■保健医療通訳サポーター制度(県国際交流協会) ⇒ 知っている9% 知らない90%



■英語での対応は可能であるが、それ以外の言語は対応が困難

■通訳活用の促進が必要

17

平成21年11月6日 宮城県

■その他、関係事項

(2)実態調査(H19年度 宮城県実施)

【調査結果】

エ)公共交通(N=14) ヒアリング調査

■バス・鉄道事業者

- ・仙台駅の観光案内所には、一日に15~20人程度の外国人から問合せがある
- ・外国人であるがゆえのトラブル事例は少ない

■タクシー協会・タクシー事業者

- ・ツアー旅行客が多く、間に旅行会社が入るため、直接のやり取りは少ない
- ・今後、外国人利用者が増えてくれば外国人対応職員の配置などの対応も必要であるが、その場合、コスト的に一企業だけでの対応は難しい



■問合せなどの体制はあるが、対応の事例は少ない

■将来の対応に当たっては企業のみならず行政や他機関の協力・連携が必要

18

平成21年11月6日 宮城県

■ その他、関係事項

(2) 実態調査 (H19年度 宮城県実施)

【調査結果】

オ) 外国人インタビュー (N=83)

- 来日時の日本語力 ⇒ ある程度勉強してきても会話困難, 漢字の読み書きが困難
- 日本語ができず困ったこと ⇒ 家族とのコミュニケーション, 日本語だけの公共の場
- 病院受診 ⇒ 初診は付添いが必要, 問診票記入が困難
- 出産・子育て ⇒ 妊娠・子育てに関しての情報が不足
- 近所づきあい ⇒ 子どもや配偶者を通して広がる, 単身者等は希薄
- 就労 ⇒ 外国人と企業を結ぶ仕組みづくりが必要
- 相談相手 ⇒ 母国語で相談できる人がいるだけで安心, 配偶者が一番の頼り
- 不快な思い ⇒ 互いの理解不足で誤解が発生
- 外国人が暮らしやすくなるには ⇒ 日本語の学習の場とふれあいの場の提供
多言語情報の提供, 行政による外国人対応窓口の設置
- その他 ⇒ 災害への不安

2. 多文化共生施策の全体像

■ 規模別の主な取組内容 (都道府県単位)

区分	取組の規模	都道府県単位
コミュニケーション支援	地域における情報の多言語化	・県政だよりの一部を多言語化し, 県HPに掲載 (宮城県) ・多言語生活ガイドブック, 多言語情報誌等を発行 (国際交流協会)
	日本語および日本社会に関する学習の支援	・日本語講座の運営を行い, 外国人県民に対し日本語や日本の生活習慣を学ぶ機会を提供 (国際交流協会)
生活支援	居住	・多言語 (英・中・韓・ポ・日) による外国人相談センターの運営を行い, 外国人県民等の日常生活における悩み解消に寄与 (宮城県, 国際交流協会)
	教育	・教職員を対象とした研修会を開催し, 教育現場で外国籍児童生徒の指導に携わる上での留意点等を習得する機会を提供 (宮城県) ・外国籍子どもサポーターの育成・派遣を行い, 日本語力が不十分な外国籍児童生徒の学習を支援 (国際交流協会)
	労働環境	・経済産業省アジア人財資金構想「高度実践留学生育成事業」委員会メンバーとして, 日本とアジアの架け橋となる高度専門人財を育成 (テンプスタッフ・カメイ (株), 東北大学, (社) 東北経済連合会, 日本学生支援機構, 仙台商工会議所, 宮城県ほか)
	医療・保健・福祉	・保健福祉事務所職員を対象とした研修会を開催し, 外国人と接する上での基礎知識の習得機会を提供 (宮城県) ・保健医療/生活相談通訳サポーターの育成・紹介を行い, 医療機関等でのコミュニケーションをサポート (国際交流協会)
	防災	・災害時通訳ボランティアの確保・養成を行い, 災害発生時の多言語支援体制を整備 (宮城県, 国際交流協会) ・災害時外国人サポート・ウェブ・システムの運用を行い, 気象 (警報以上)・地震 (震度4以上)・津波に関する情報の多言語配信サービスを実施 (宮城県)
多文化共生の地域づくり	地域社会に対する意識啓発	・「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」, 「宮城県多文化共生社会推進計画」の周知・広報 (宮城県) ・県内各地でシンポジウムを開催し, 広く県民に対し多文化共生への理解と地域づくりへの参画を促す (宮城県, 地元市町村, 国際交流協会)
	外国人住民の自立と社会参画	
その他		



■推進体制の整備状況

(1) 担当部署の設置状況

- H16. 4 環境生活部国際交流課調整企画班において多文化共生に関する事業に本格着手
- H18. 4 産業経済部国際政策課調整企画班に再編
- H19. 4 経済商工観光部国際政策課に多文化共生推進班を設置
- H21. 4 同課企画調整班と統合し、企画・多文化共生班に再編

(2) 指針・計画等の策定状況と主な目的 ①策定状況

<策定状況>

- (H17. 7 条例の制定に関する懇話会を設置)
- H19. 7 「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定
(H19. 11 宮城県多文化共生社会推進審議会を設置)
- H21. 3 「宮城県多文化共生社会推進計画」を策定

21

平成21年11月6日 宮城県



■推進体制の整備状況

(2) 指針・計画等の策定状況と主な目的 ②指針(条例)

<主な目的>

多文化共生社会の形成の推進に関する条例

基本理念を定め、県、事業者、県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することで、「国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重、社会参画が図られる地域社会」の形成を促進し、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

■基本理念

- 1) 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。
- 2) 県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下で協働して行われること。
- 3) 国際的な人権保障の取組に留意して行われること。

■責務

県) 多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策の策定及び実施
 事業者) 多文化共生社会の形成の推進への努め、県、市町村への協力
 県民) 地域、職域、学校、家庭などあらゆる分野における推進への寄与

22

平成21年11月6日 宮城県

■ 推進体制の整備状況

(2) 指針・計画等の策定状況と主な目的 ③ 計画

<主な目的>

宮城県多文化共生社会推進計画

- ・ 条例に基づき、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定
- ・ 今後の多文化共生 施策の方向性 と 事業の取組方針 を提示

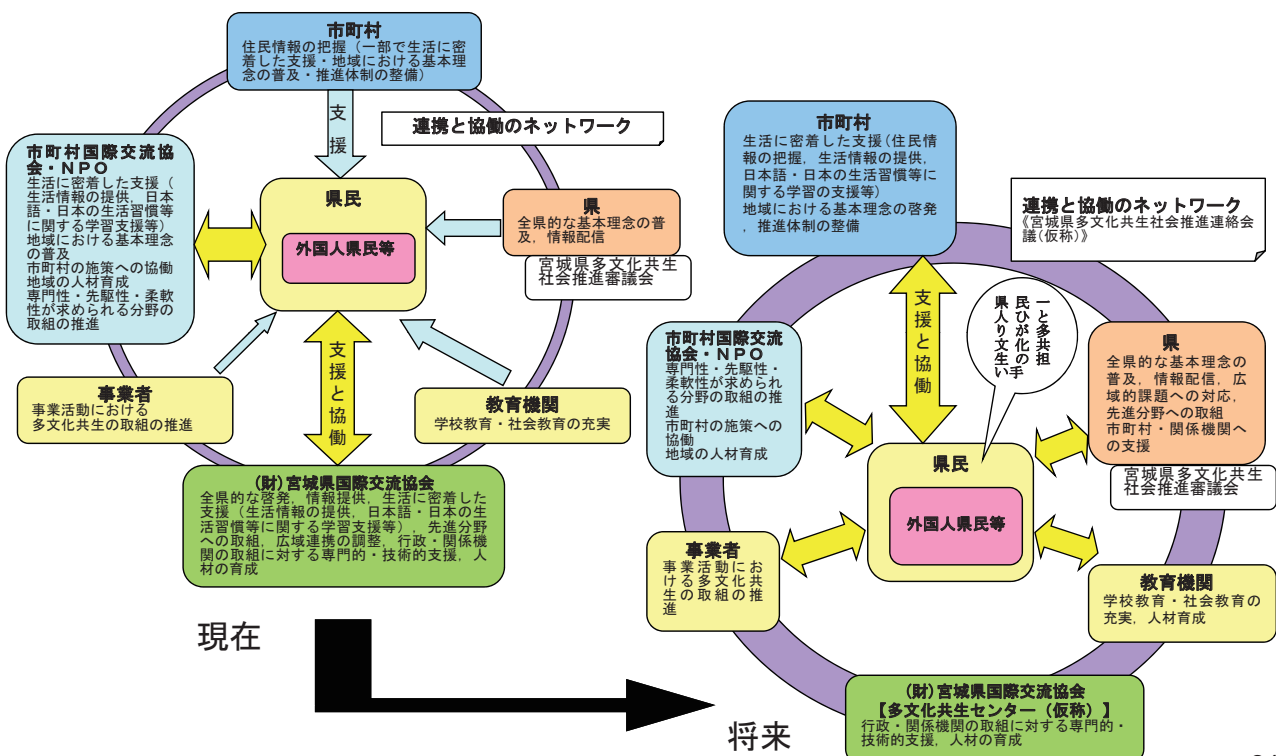
■ 施策の方向性

- 1) 適切な役割分担と協働の推進
- 2) 情報面からの生活の安全・安心の確保, 地域社会への適応力向上
- 3) 家庭生活の質の向上, 能力発揮の促進
- 4) 共生する体制の構築

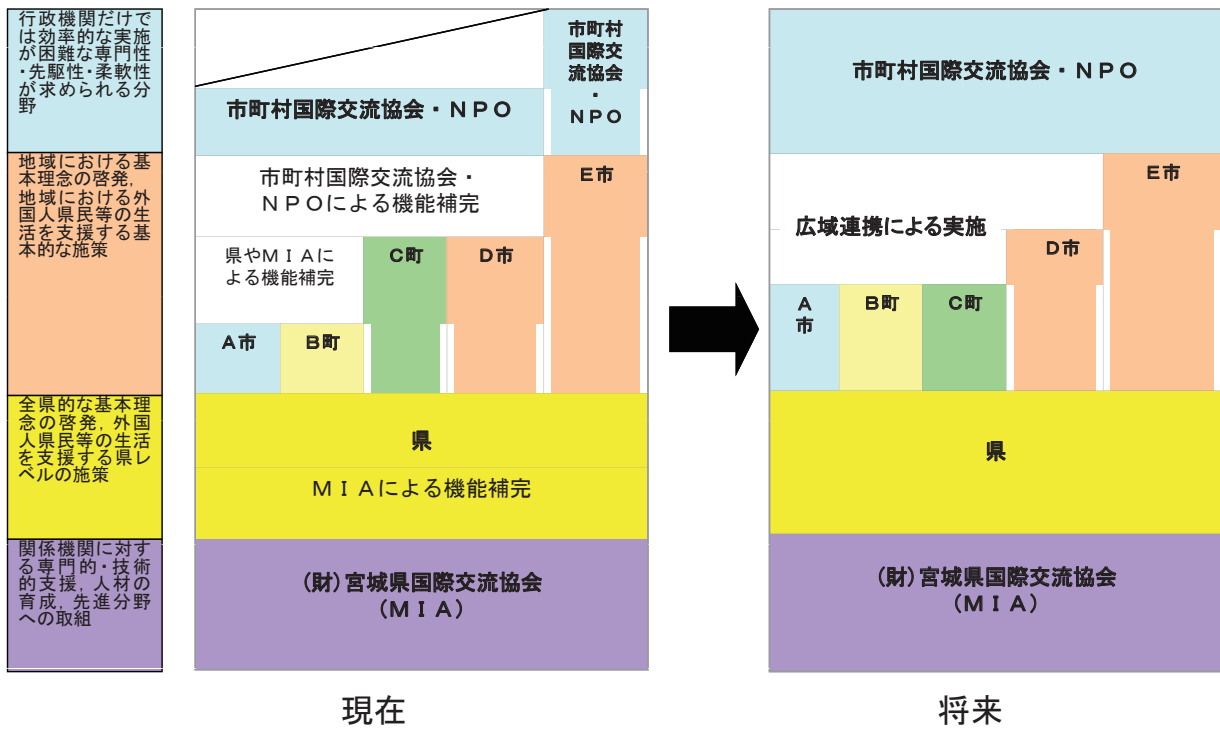
■ 事業の取組方針

- 1) 基本理念の啓発 ⇒ 「意識の壁」の解消
- 2) 多言語化支援, 学習支援 ⇒ 「言葉の壁」の解消
- 3) 家族サポート, 活躍の支援 ⇒ 「生活の壁」の解消
- 4) 集住地区支援 ⇒ 「将来の課題」への対応

■ 推進体制の整備状況 (3) 連携と協働のネットワーク・イメージ図



■ 推進体制の整備状況 (4) 関係機関の機能補完のイメージ図



3. 代表的な取組事例の紹介

■ 全国初の条例制定

宮城県では平成19年7月に全国に先駆けて「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」を制定

(1) H16～H17 外国人懇談会を開催(委員長:宮城学院女子大学 J. F. モリス教授)

- ・外国人11人, 日本人2人を委員に委嘱し, 計8回開催(このうち知事も数回参加)
- ・「知事への提言書」として, 社会生活(言語, 行政, 地域参加), 教育・文化, 産業・仕事に関する提言事項を取りまとめ

(2) H17～H18 条例制定に関する懇話会を開催(座長:明治大学 山脇啓造教授)

- ・学識経験者, 県議会議員, 外国人当事者, 国際関係団体, 市町村職員等10名を委員に委嘱し, 計5回開催
- ・条例案を完成させ, その後, パブリックコメントも実施

外国人が多いわけでもない宮城でなぜ条例を制定したのか?

- ・少子・高齢化とグローバル化の進展により外国人の増加・定住化が進んでおり, 地域社会の活力を維持するためには, 国籍や民族等にかかわらず, すべての人が能力を最大限に発揮できる社会づくりが必要
- ・集住ではなく分散しているがゆえに抱える課題もあり, 宮城県が豊かで活力ある社会を実現するために, 多文化共生の視点が不可欠

■災害への備え

宮城県では30年から40年程度の周期で「宮城県沖地震」の発生が続いており、国の地震調査委員会から今後20年以内に約90%の確率で発生するとの評価結果が公表されている(直近の発生は1978年で既に31年が経過)。

とりわけ言語や生活習慣、自然環境が異なる外国人にとって、体験したことのない地震や台風等による自然災害の発生はまさに脅威であり、生活の安心・安全を揺るがしかねない。

こうしたことから、宮城県では、災害発生に備えた外国人を支援するための事業を展開している。

(1) 災害時通訳ボランティア整備事業(H16～)

被災した外国人を言語面で支援するため、通訳ボランティアの確保・養成を行い、災害対策本部等からの要請に応じ、通訳ボランティアを派遣する態勢を構築(参考=H20整備実績:13ヶ国語,75人)

(2) 災害時外国人サポート・ウェブ・システム運用事業(H20～)

気象(警報以上)・地震(震度4以上)・津波に関する情報を多言語に自動翻訳するとともに、その情報をウェブサイトに掲載し、その状況を多言語でメール配信するサービス(参考=H21.10月末現在登録件数:980件)

27

平成21年11月6日 宮城県

■各種研修会の開催を通じた啓発・サービス向上

多文化共生を進めていくためには、多様な主体の参画が必要である上、様々な行政現場において外国人と接する機会が見られることから、本県では、多文化共生の啓発と行政サービスの向上を目指し、以下の研修会を開催している。

(1) 保健福祉分野研修会(H20)

- ・県内3地域において、県や市町村の保健師等を対象とした研修会を開催
- ・保健福祉事務所とタイアップし、各事務所のニーズを踏まえ研修プログラムを設計
- ・行政書士から「外国人を取り巻く日本の法制度」、外国人当事者から「外国人の子育て」に関する講話等のほか活発な情報交換を実施。受講者から高い評価

(2) 学校教育分野研修会(H21)

- ・県内教職員を対象に、外国籍児童生徒の教育支援をテーマに実施
- ・県教育庁とタイアップし、教員研修の一環として広く参加を呼掛け
- ・学者講話、国際化の現状、教員の加配制度、教育現場における事例紹介など

(3) 市町村研修会、相談員研修会(H20～)

- ・市町村・国際交流協会職員、日本語講座ボランティア等を対象に開催
- ・大学教員や他県NPO職員、専門相談員などを講師に招聘

28

平成21年11月6日 宮城県



■意識の高揚

(1)一般県民

- ・他団体と比べ外国人の比率は高くなく、依然、外国人とまったく接する機会を持たずに生活している日本人が多いことから、多文化共生に関する意識・関心が高まっていない。
- ・実際に県が毎年実施している県民意識調査においても、「外国人も活躍できる地域づくり」を重視すると回答した人の割合は、他の項目に比べ極端に低い。
- ・また、県と市町村が共催している多文化共生シンポジウムにおいても、参加者数は低調で、条例制定後においても伸び悩んでいる。

(2)市町村

- ・多文化共生の中心となるべき市町村においても、多文化共生に関する意識において温度差があり、その必要性を十分認識していない市町村もある。
- ・実際にほとんどの市町村で多文化共生を専門に担当する職員は配置しておらず、情報の多言語化をはじめとして、なかなか取組が進まない現状にある。
- ・また、平成21年度末現在で多文化共生の単独プランを策定している市町村はゼロで、県が開催する説明会や研修会への出席率は半数にも満たない状況が続いている。

⇒ **広報の強化、シンポジウム・研修会の開催など地道な取組が必要**

29

平成21年11月6日 宮城県



■母国語・母国文化教育の支援

- ・県が実施した外国人県民アンケート調査では、5年以内に帰国を予定していると回答した人の割合は30%に上っており、定住化が進みつつある状況の中で、将来帰国を予定している外国人も少なからず存在する。
- ・このような外国人に安心して子育てができる環境を提供するため、子どもの母国語や母国文化維持への支援が必要になってくると考えられる。

⇒ **母国語・母国文化の学習・維持に関する調査・支援が必要**

■集住地区発生に備えた体制整備

- ・現在、宮城県では企業誘致活動を進めており、製造業を中心とした企業集積が進みつつあることから、それに伴い外国人労働者やその家族が増加することが想定される。
- ・企業の雇用方針等により、外国人の一時的な急増・急減の場合もあれば、集住が恒常化する場合も考えられ、受け入れる地域社会においては、その状況に応じた速やかな対応が求められる。

⇒ **活動拠点の整備、コミュニティリーダーの育成などが必要**

30

平成21年11月6日 宮城県

ご清聴ありがとうございました。



宮城県観光PRキャラクター

むすび丸